

社会福祉法人聖徳会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、この法人の施設長として週5日以上かつ週30時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員とは、定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員及び相談・苦情解決実施規程第2条に基づき置かれる第三者委員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員及び委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の役員 日額報酬
- (3) 評議員 日額報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 日額報酬（事務局員には支給しない）
- (5) 第三者委員 日額報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間 4 0 0 万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 4 0 万円以内とする。
- 5 この法人の常勤の理事の報酬月額は、別表 2 に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表 3 に定める額とする。
- 7 委員に対する報酬は、別表 4 に定める額とする。
- 8 別表 1、別表 3 及び別表 4 に定める額は、源泉徴収税額控除後の額とし、源泉徴収税額による課税額を加算した額を支給総額とし、報酬額支給時には法令に基づき必要な税額を控除する。
- 9 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満を切り上げる。

(費用弁償)

- 第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤の理事には、職員としての通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、通勤手当の支給に関しては、「給与規程（令和 7 年 4 月 1 日施行）」の第 1 8 条に準ずる。
 - 3 非常勤役員及び評議員、委員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別表 5 に定める額の範囲で支給することができる。

(支給の方法)

- 第 6 条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、当月分を翌月 2 5 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員、委員の報酬等は、理事会・評議員会・委員会出席等の都度、原則として出席日から起算して 20 日以内に支給する。

(支給の形態)

- 第 7 条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和元年6月17日より適用する。

この規程は、令和7年7月 1日より適用する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1万円

別表2（常勤の理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長（施設長兼務）	20万円
理事（施設長兼務）	3万円

別表 3（非常勤役員の報酬）

（１）理事

	日 額
理事会等会議への出席	1 万円
決議の省略の場合	5 千円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1 万円

（２）監事

	日 額
監事監査等への出席	1 万円
理事会、評議員会等会議への出席	1 万円
決議の省略の場合	5 千円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1 万円

別表 4（委員の報酬）

（１）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	1 万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1 万円

（２）第三者委員

	日 額
この法人内の委員会・会議への出席	1 万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1 万円

別表 5（交通費）

	日 額
市内	2 千円
市内以外の神奈川県、東京都	3 千円
上記以外の県	4 千円